和シテ漸々節奏ヲ易ヘタルハ江都創業ノ頃ニシテマタ之ヲ三味線ニ ルベキモノアルヲヤ バ箏モ或者ノ筑紫ニ於テ異朝ノ人ヨリ傳ヘシヲ筑後國善導寺ノ僧之 リ太宰獨語絲竹初心集藝苑日渉等ヲ見ルベシ箏曲大意抄奥書ニ據レ 来シ國ナラネドモ是ハ「ラテン」語ナルニヤ欧羅巴洲ノ通称ト見エ タルモマタ此頃ヨリ始レリトス三味線ハ通俗ニ琉球ヨリ渡レリトス シハ寛永以後ニアリ長唄ノ流行シタルモ喜三郎ガ之ヲ三味線ニ合 合セテ曲調ヲ進メタルハ瀧野澤住ニ始レリトスレドモ其專ラ流行セ 旧風ヲ一変シテ今ノ芝居ト為リタリ始メテ浄瑠璃ニ説経歌念佛ヲ附 本色ノ踊ノミヲ專門トセズ人形ノ仕形ヲ模シテ段續キノ芝居ヲ為シ スルアル 全豹ヲトスルニ足ラズ然リトイヘドモ彼此ノ音樂ノ其源ヲ|印度ニ發 ト云蓋シ以上ニ縷述スルトコロハ音樂源流ノ一斑ニシテ古今沿革ノ といふは草の名」ノ歌ヲ本ト為シ組ト為シタルヨリ大ニ世ニ行ハル ヲ得テ世ニ弘メシモノニテ寛永ノ末ニ至リ八橋檢校越天楽ノ「ふき ルトコロニアラザルカ胡弓月琴等モマタミナ琉球ヨリ渡来トスイへ タリ云云トアリ由是観之三味線ハ往時和蘭葡萄牙等ノ通商ガ舶載ス トイヘドモ嬉遊笑覽ニハ貞宜ガ浅草舟行ノ記ニ三線 スル所以ハ古来欧洲ニ行ハレシ音樂ト我邦ニ行ハルヽ音階ト相符合 <sup>「</sup>ラヘイカ」トイヘルモ誤レリ按スルニ「ラヘイカ」ハ「バライカ」 誤ニテ即チ三絃ノ名ナリ魯細亜ニテシカ云魯細亜ハ爰ニ古ク渡リ 一事ヲ以テモ既ニ之ヲ徴スルニ足レリ況ンヤ其統緒歴然観 ハ蛇皮小弓ハ 「手書き」

(『音監經伺書類上下、音樂取調成績申報書』明治十七年)

## (六)「明治頌撰定ノ事」

開報スル能ハザルハ遺憾ナリト云ベシ茲ニ従来取調タル所ノ歐米諸 欠クトコロアリ曲調ニ得ルモ歌詞ニ欠クトコロアリ豈之ヲ難シト云 難キ恐レアリ低キニ着意スレバ野鄙ニ失スルノ患アリ純然タル和風 至大至重ノモノナルヲ以テ我邦音樂ノ現情ニ在リテハ其資料ヲ撰定 篇ヲ以テ次ク四月之ヲ上申シタリキ夫レ國歌ハ上述スル如ク其関係 ヲ商量シ尊王愛國ノ大義ニ基キ拮据黽勉サラニ得ルトコロノ歌按四 在ルトコロヲ研究シ且本邦和歌ノ作法雅俗樂ノ規則及ビ西樂ノ理法 乎國歌資料撰定ノ体裁相決シ更ニ規模ヲ張リ上ハ歴代ノ天業ョリ下 体裁内定ヲ請ヒシニ果シテ本掛ノ所見ニ違ハズ右ノ体裁ヲ以テ更ニ 義ト為シ得ルトコロノ歌按六篇ヲ以テ其三月中之ヲ文部卿ニ呈シ其 否治道ノ進退ヲ来スニ至リシモノ尠シトセズ是ヲ以テ先ツ尊王愛國 セシニ彼國々歌中ニハ人心ノ向背ヲ決シ邦國ノ禍福ニ與リ億兆ノ幸 テ其與カルトコロ至重至大ナレバ妄リニ断了スベカラザルモノナル レバ國歌タルノ本体ヲ謬ルノ患アリ歌詞ニ得ルトコロアルモ曲調ニ ニ拘泥スレバ外交日新ノ今日ニ適セザルノ恐アリ妄リニ外風 スルノ難キ事殆ト云フベカラズ歌作髙キニ勤ムレバ社會一般ニ適シ ヲ以テ汎ク海外各國々歌及ヒ其史傳等ニ據テ彼此参互深ク之ヲ研究 ハ勤王愛國ノ偉勲ニ至ルマデ普ネク古今ノ故事故實ヲ綜核シ國體ノ ノ下リシハ實ニ明治十五年一月ナリ抑國歌ノ事タル聖世ノ大典ニシ ノ大義ニ基キ汎ク古今ヲ斟酌シ明治聖世ノ隆徳ヲ發揚スルヲ以テ主 層精選シ速カニ撰定ノ功ヲ竣へ稟申スベキノ旨ヲ得タリ是ニ於テ 明治頌ノ撰定ハ始メ國歌ノ資料ヲ撰定スルノ旨趣ニ出デタリ其命 ルベケンヤ本按ハ方今ナホ裁定中ニ属スルヲ以テ目下其何如

我等ヲ守ラセ玉へ、乱いヨカシト、我等ハ汝ニ祈ルナリ、神ヨ乱レヨカシ、ソガ謀事破レヨカシト、我等ハ汝ニ祈ルナリ、神ヨヌ、其敵ヲバ打散ラシ、タフサセ玉ヘヤ追ハセ玉ヘヤ」ソガ政事實ニモ惶キ大神ヨ、怒ラセ玉ヘタヽセ玉へ、我大君 ニマ ツロ ハ

セ玉へト、歌ハシムルゾ有ガタキ、ケカシ、我國法ヲ保チ玉ヒテ、千万人モ一言ニ、神ヨ我君ヲ守ラ年ノ、永ク榮エユク春ニ、實ニ愛タケレ、榮エユケカシ、榮エユイトヾ愛タキ御寶ハ、我大君ニ惠マセ玉へ、ソモ君ガ御世ハ八千

右史傳

ウェジー」 モ往々之ヲ發見スレバナリ例ヘバスウィーデンノ「エン、ガング、 音程ヲ重複セシメバ事足ルベキヲ以テナリ其所以ハ此國歌ニ類似ス 為二改竄ヲ経タルトコロナキニシモアラズ而シテ此改竄ノ箇所ハ今 氏ノ作ニシテ千六百九十六年ノ發行ニ係ル同氏ノ遺稿ナル「ハーピ 氏ノ髙音胡弓歌曲集ニ見へ「アチューン」ハ彼ノ有名ナルパルセ アイ、ブレッド、ミッグ」、デンマークノ「コング、レグネルス、 ル **ヲシテ其体裁ヲ以テ此國歌ニ類似セシメンニハ此調ニ存スル種々ノ** セシ所以ハ明晰ナリトス且此國歌ノ首ノ二小節ニ属スル拍子ノ体裁 モマタ此寫本ニ就テ撰譜ノ体裁ヲ審察スルニ曲中往々近代音樂家ノ 節ト第二部ノ八小節トニ於ケル非凡ナル拍子ノ意匠 ニ於 テ 方今, ルモノアルナシ但シブル氏所作ノ「アチューン」ハ第一部ノ六・ト雖モ此諸曲中一モ「神ヨ我君ヲ守ラセ玉へ」ノ語又ハ之ニ類似 ラベンスクロフト氏ノ「メリスマタ」中ニ在リ「アイレ」ハブル氏 ランクリン、イス、フレッド、 イ」トイヘル古曲ヨリ變出セルモノナラントノ説モアリ「リブレ タ自然此ノ如キ思想ヲ生ズベキハ一般 ハ敢テ通常ニ異ナリトスヘキモノニアラズ他ノ撰曲家トイヘトモマ スコルド」歌曲集ニ出テ「クリスマス、カロール」ハ千六百十一年 ノ作ニシテ千六百十九年ニ成リシ其撰曲集ノ寫本中ニ發見セリ然 ゴットセースザッキーン「神ヨ我君ヲ守ラセ玉へ」ニ髣髴タルトコロアルモノヽ如シ然レト 、敢テ此等ノ諸曲ヨリ出デタルモノニアラズシテ或ハ「リブレロ 々之ヲ明示スル能ハズトイヘドモ因テ以テソノ更ニ類似スルヲ致 モノ獨リ英國古来ノ歌曲ニアルノミナラズナホ他國ノ歌曲ニ於テ ノ如キハ其表々タルモノトス然リトイヘドモ方今ノ國歌 アウェー」ハ千六百六十九年アポ ノ通情ト信ゼリ全体一ノ歌曲

チャールス、セコンド、アンド、ゼームス、セコンド」ノ題名ヲ付 然リ而シテ此「リブレロイ」ハチャペル氏 ノ 古歌集中ニハ「ゴッ 變遷シタル歌曲中斯ヽル變化ヲ経歴シタルモノアルハ其證跡ニ乏シ セーブ、ザ、キング」ノ「リブレロイ」ヨリ出タルニアラザル所以 受ケタルハ論ヲ俟タザルベシ且「リブレロイ」ト「ゴッド、 家殊ニパルセル氏ノ如キモ最モ之ヲ愛親セシモノト信セリ故ニ方今 以テセリ抑此曲ハ當時全國ニ流行シタルモノニテ第十七世紀ノ音樂 府會等ニ於テチャールス第二ヲ英吉利國王ト奉戴スル所以ノ大式ヲ ニ千六百六十年五月八日英国々會上下両院、ロンドン府知事區長、 シマタハリウェル氏ノ「バレッド」歌曲集中ニハ之ヲ「エングラン シタル風俗歌ニシテ實ニ方今ノ國歌ニ先ツテ世ニ行ハレシモノナリ イ」ハ蓋シチャールス王第一及其後嗣スチュワード家ノ諸王ヲ讃揚 ノ國歌ノ作ハタトヒ殊更ニ之ヲ模倣セズトモ知ラス識ラズ其影響ヲ 、證憑トモ為スベカラザルモノニ似タリ何トナレバ古典ヨリ新曲ニ セーブ、ザ、キング、オフ、チャールス、フォルスト、オフ、 オノーア、アンド、ロンドンス、グローリー」、ト名ヲ付スル キング」トニ於ケル小節ノ數ノ不同モマタ敢テ「ゴット、 セー

佛蘭西國々歌「マルセーユ」語譯

ンノミ、太平自由モ絶エンノミ」合唱鎧へ鎧へ勇アル汝、仇打ツノ子孫ヲ亡サン、無道ノ君ハ汝ノ國土ヲ亡サン、太平自由モ絶エ妻子ノ流涕ヲ忘ルナ、父母ト妻子ノ哭泣ヲ忘ルナ、父母ト女人と、無道ノ君ハ汝父母ト妻子ノ洗涕ヲ忘ルナ、父母ト妻子ノ哭泣ヲ忘ルナ、父母ト汝、佛國ノ赤子、ヨクモ心ヲ榮譽ニ留メ、ゲニ大軍ヲ募リタリ、汝、「帰國ノ赤子、ヨクモ心ヲ榮譽ニ留メ、ゲニ大軍ヲ募リタリ、

ラ死ナフト心ヲキメテ、 等ガ干戈ナリ、苛政ノ劍ヲ怖レンヤ、 囹圄鐵鎖ハイフモヲロカ、笞モ汝ヲ懲シ得ズ、笞モ汝ヲ懲シ得 嗚呼自由ヨ、一旦汝ノ氣ヲ吸フカラハ、世ノ人汝ヲ棄テ得ンヤ、 民塗炭ニ苦シムモ、己レ神ヨリ髙ク居ル、彼モ人ナリ我等モ然 刀ヲ拔カザシ、進メスヽメ、負ケタラ死ナフト心ヲキメテ、 リ、我等ヲ惱ス理アランヤ」合唱 鎧へヨロへ勇アル汝、仇ウツ太 ヱ渇ヱ、日光モ大氣モ競賣ニ出シ、日光モ大氣モ競賣ニ出 淫佚放肆ニ耽ケリテモ、飽ク事シラヌ暴君ハ、黄金ト権力トニ 太刀ヲ拔翳シ、 ヘヨロへ勇アル汝、 國ノ苛政ニ沉ミシ事ハ、イトモ久シキ年月ナレド、自由ハ我 進メ進メ、 仇ウツ太刀ヲ抜カザシ、進メスヽメ、 負ケタラ死ナフト心ヲキメテ、 苛政ノ劍ヲ怖レンヤ」合唱

石史傳

歌ヲ唱ヒシ 布告 トラスボルグハーノ邊塞ニシテ巴理ヨリ陸續新聞ノ到着スルト開戦況ト人民ノ熱心トニ拠テ歌曲ヲ詠出セン事ヲ要メラレシモノニテス 更ニ活潑ニシテ勇氣アリ時々拙宅ニ於テ之ヲ試ルニ聞ク者嘆賞セザ セル ガ之ヲ唱フテ直ニ南方ニ進行セシニ因レリトス巴理ニ於テ始メテ此 曲ヲ登録セシト隊長ローゲット、 止ムヲ得ザルニ出テタルモノ敷抑デーリ 体裁グラック氏 (旧耳曼有名) ノ氣性ヲ帯ブルトコロアリトイヘドモ 投ゼラレタリ本歌ハ頗ル人心ヲ感動セシメ且新異ノ思想ニ冨メリ其 題ヲ提出シテ看客諸君ノ思想ヲ慰メント欲シ府民報國ノ赤心ヲ包藏 チニマルセーユニ行ハレシモマタ太ダ奇ナリ是レ疑モナク一ノ軍隊 シタル人心ヲ轉囬セシメントシテ此新曲ヲ作リシトノ事情ハ實ニ奇 トラスボルグハーノ邊塞ニシテ巴理ヨリ陸續新聞 トイヘルハ詩歌ノ達人ニシテ早クモ一首ヲ詠出シ樂譜ニ合セテ之ヲ アリ日ク ハ即チ此 ハ實ニ敵軍ノ衝ニ富リ戰野ノ中心ナレバ政談ノ時論トナリシハ勢ヒ ルナシ」ト隊長ローゲット、 二方今當地ニ於テハ政談ニアラザルモノナシ故ニ愚夫ハ一種 知事 ノトハナリタリ且此歌ノ先ツ巴理ニ流行スベキヲ左ハナクシテ直 、ナル影響ヲ生ジ遂ニ邦人ノ目途ヲ確立シ之ヲ斷行セシムル所以ノ 月ニ於テライン軍用戰歌ノ名ヲ以テ世ニ公行セルモノナリ 一歌ヲ得ン事ヲ謀リシニ工兵隊長ローゲット、 ノ出デタルトニ因テ人心ノ洶々タルヲ致セシモノト信ゼリ本府 歌曲ヲ奏シ興ニ乘シテ進入シタリ従是己来本歌ハ即チマル 細君ナル 「屢、樂譜ヲ寫スハ余ガ耳ヲ政談ニ閉ルノ機會ヲ與 ハマルセーユ デーリッチ氏ヨリ其友人ニ贈リシー書ヲ観 ノ革命隊カ本府ニ操込ミシ其日ニ在リ本隊 F, F リスリー氏ハストラスボルグ リスリー氏ガ政談ニノミ傾倒 ッチ氏ノ新聞中ニ絶へズ歌 F, リスリー氏 鄓 ノ新論 ヘリ ルニ文 ノ現 チ該 實

マルハ實ニ千八百七十八年萬國博覧會開場ノ日ニ在リキスルコリ普ネク人口ニ繋リ直チニ全國ニ流行セシハ宛カモ猛火ノ冬及ルコリ普ネク人口ニ繋リ直チニ全國ニ流行セシハ宛カモ猛火ノ冬野ヲ走ルガ如クナリキ嘗テ府知事ノ細君モ云ヘル如ク非常ニ人心ヲ激發セシムルハ本歌特別ノ性質ニシテ巴理ノ人心ヲ激發シ竟ニ世ニカヽル非常ノ感力アルヲ以テ佛國王政時代中ハ反乱ヲ激發スル歌曲トセラレタレバ得テ之ヲ公唱スル者殆ド稀ナリキ然シテ始メテ此歌トセラレタレバ得テ之ヲ公唱スル者殆ド稀ナリキ然シテ始メテ此歌トセラレタレハ實ニ千八百七十八年萬國博覧會開場ノ日ニ在リキマルハ實ニ千八百七十八年萬國博覧會開場ノ日ニ在リキマルハ實ニ千八百七十八年萬國博覧會開場ノ日ニ在リキ

唱者ナリトイヘドモマタ非常ニ正義公道ヲ貴重シ立憲王政ヲ推保セ ヲ是認セズ本歌ノ草稿ヲ知事ニ致セシ際モ是レ畢境貴下ノ要メニ出 即夜本歌ヲ作リ詰旦之ヲ知事ニ致セリ蓋シ樂曲ノ作ハ始メ歌句ヲ作 六百人ノ首途ニ臨ミ唱ハン為ニ軍歌ノ作ヲ同氏ニ托セリ因テ同氏ハ デーリッチ氏ハ素ヨリ同氏ヲ知ル者ナレバ一日ライン軍ニ赴ク義兵 ルローゲット、 テ能ク句外ノ意義ヲ發達シ僅カニ六ケ月ニシテ文武百官ハ勿論全國 録セリ今姑ク其説ニ拠ルニ本歌ハ一點ノ瑕疵ナク句々玉ノ如クニシ 於テ萬國々歌中ノ秀逸タル此人心ヲ激發スル國歌ノ成リシ所以ヲ細 ル者ナリ同氏ハ千七百九十二年ニストラスボルグニ在リ本府 ニ流行シテ實ニ戰叫即チ挑戰ノ號叫トナリタリ本歌ハ榮譽ヲ賞スル 後曲譜ヲ作ルモアリ始メ曲譜ヲ作リ後歌句ヲ作ルモアリ彼此 外一ノ他意ナク自由ヲ讃スルノ外一ノ鬼神ニ及バズ本歌ノ作者ナ リチャード、 定ノ例則ナシ同氏ハ作者ノ通情トシテ始メ此ノ如キ卒爾 F グランド、 リスリー氏ハ堂々タル一武官ニシテ且自由 ホワイト氏ハ其著述ニ係ル萬國々歌集ニ ノ知事 ノ前 ノ主

曲ノ返響ハスウィスルランド テ此歌幾何モナク四方ニ傳播シテ街衢ニ愛唱セラル、ニ至リ頗ル人 氏 テタルモ尚甚ダシキ杜撰ナルヲ恥ツルトイヘリ然レドモデーリッチ ラズ覺へズ人心ヲ激發シタル囟果ニ罹リシモ是ニ於テ始メテ其所作 ナリヤト尋ネシニ是レ「マルセー ーゲット、 ニ傳ル事トハナリタリ本歌ノ作者ハ後乍チ官軍トシテ罰セラレタレ トシテ世ニ知ラレマタ暴政ヲ一新シタル佛國人民ノ號叫トシテ無窮 二之ヲ目シテマルセーユ歌ト為セリ因テ本歌ハ永遠「マルセーユ フベシ後数ケ月ヲ出ズシテ此歌益、南方ニ流行シコトニマルセーユ 人ニ超越シ卒ニ九百人ノ大衆ヲ致セリ其感動ノ峻烈ナルマタ以テ思 心ヲ激發シ彼ノストラスボルグヲ出テ革命軍ニ赴ントスル義兵六百 立琴ニ由テ之ヲ試ミ次ニ戯曲連ヲ小集シテ之ヲ合奏セシメタリ而 ノ人民ハ歌ノ題名モ作者モ詠作ノ原旨モサラニ知ル者ナクシテタヽ **人ノ愛歌ト為リ此マルセーユ人ニ由テマタ卒ニ巴理ニ傳播セリ巴理** 、歌ニ國人が下ダセシ名ヲ知リ得タリトカヤ ノ賤シキ導者ニ向ヒ今聞クトコロノ汝と仏國ノ赤子云云ノ歌ハ何 ||佛國ヲ脱シアルプスノ山中ニ逃レシガ其嘗テ無心ニ發行シタル音 目シテ其真義ヲ洞見セリ両氏ハ夫人デーリッチ氏ト共ニ先ツ F リスリー氏會々國境ノ山砦ニ於テ軍歌ヲ聞キシカバ ノ山嶺マデモ其身ニ纒フテ随従セリ ユ ナリト對ヘタリ同氏ハ嘗テ識

獨逸國々歌来因河戌兵歌語譯

國 モ ライン、ライン、濁國ノライン、 誰ナリヤ、 ノ防禦ハ堅固ナリ、 鳴ル金鼓モ、 左様云フ聲ハ雷ノ轟 タヾ趣ヲ添フルノミ」合唱 國民戍レリ、 流ヲ戊ルハ誰ナリヤ、 ロク如キ計リニテ、 ライン ノ河ヲ、 國ノ防禦ハ堅固ナリ、 國民戍レリ、 サカマク浪 流ヲ戊ル

ラインノ河ヲ、

キャ」合唱國ノ防禦ハ堅固ナリ、 國ノ矢玉ト士卒ノ呼吸ノ、 戍兵ハ億萬數ナキモ、胸ハ忠ロ唯ダ一ツ、敵コソ来レト待カケテ、 邊塞堅ク備ヘタリ」合唱 國ノ防禦ハ堅固ナリ、 ラインノ河ヲ、國民戍レリ、 國民戍レリ、 ラインノ河ヲ、國民戍レリ、 竭ヌ其間ハ一人モ、 國ノ防禦ハ堅固ナリ、 ラインノ河ヲ、 ラインノ河ヲ、 或 敵ヲ河邊ニ寄スベ ノ防禦ハ堅固 國民戍レ

IJ,

河ヲ、 響く叫ビモ流ル、河モ、 ハ堅固ナリ、 旗、 飽マデ流ヲ戍ルベシ」 国民戊レリ、 トモニ應ジテ絶へヌ日ノ、 ラインノ河ヲ、 合唱國ノ防禦 國民戍レリ、 ハ堅固ナリ、 光リニ輝ク國 或 ラインノ ノ防禦

1耳曼國 々歌日耳曼本國語譯

日

ラニ廣大ニシテ、 ニ廣大ニシテ、 日耳曼本國ハ何レノ ノ葡萄園敷、 バ 自由ナル地ナルベシ ルチックノ怒浪ヲ聞ク沿岸敷、 自由ナル地ナルベシ」 地ナリヤ、 スワビア歟、 合唱 プロ 日耳曼本國ハ、 日耳曼本國 シア 歟、 ライン #

此本國ノ境界ハ、 日耳曼本國ハ何レ 双ノオーストリア歟、 更ニ廣大無邊ナリ、 ノ地ナリヤ、 此本國 境界ハ、 ババリア歟、 更ニ廣大無邊ナリ」合唱 ストリア 歟 軍 一功無

日耳曼本國ハ何レ 瀑波地方歟、 ダニューブ沿岸敷、 地ナリヤ、 ポムラニア敷、 此本國ノ境界 ウェストフ サラニ廣 ハリ

大無邊ナリ」合唱 此本國ノ境界ハ、サラニ廣大無邊ナリ、

#### 第匹

ルナリ」合唱汝ハ未ダ本國ノ、境ヲ測定セザルナリ、ン敷、土地モ四民モ好性質ナリ、汝ハ未ダ本國ノ、境ヲ測定セザ名ノレヨ大國、旧耳曼本國タル大國ヨ、「タイロル」コソハ答ヲ為

#### 谷ヨ

是レコソ即チ日耳曼ナリ、ベシ、是レソレ所謂本國ナルベシ」合唱 是レコソ即チ日耳曼ナリ、コロト、日耳曼國歌ヲ唱フルトコロトハ、是レソレ所謂本國ナル日耳曼本國ハ何レナリヤ、名ノレ大國ヨ、日耳曼國語ヲ用フルト

#### 第六

唱是レコソ即チ日耳曼ナリ、是レコソ即チ日耳曼ナリ、ヤ、是レソレ所謂本國ナルベシ、是レソレ所謂本國ナルベシ」合ハ、是レミナ日耳曼本國ナリ、我輩何ソ之ヲ愛護 セ ザ ルベ ケ ン土ニハ天ヨリ冥護ヲ與ヘ、人ニハ天ヨリ権力勇氣ヲ賦與セル土地

由 賀スベシ華旗ハ天幸國ナリ、 ヲ 出デョ愛國義謄ノ士人、防ゲ国家ノ大権大理、攘へ大謄不敵 天下太平独立自主ハ、彈丸雨注ノ嵐ヲ経シ、其恩賞ニアルゾカ スベシ」合唱自由ノ権ヲ以テ、獨立共和ヲ保護セン、 ノ為ニ彈丸雨注モ冒シタリ、 堪ヘシ千辛萬苦ヲ記シ、享シ恩賞果報ヲ謝シ、光ヲ虚空ニ照 攘へ大謄不敵ノ奴ヲ、 亜米利加合衆國々歌「ヘールコロンビア」語譯 太平治安ハ求ムベシ、大平治安ハ求ムベシ、 國ハ生血ノ獲モノナリ、子孫平和ニ信 賀スベシ其士ハ天與ノ武夫ナリ、 自由ノ為ニ彈丸雨注モ冒シタリ、 獨立共和ヲ ノ奴 自

#### 石史傳

リ左ノ如シ 本歌ノ曲ハ千七百八十九年ニ於テモフェラデルフェアノ博士ファー 中一八百四十年ニ於テ本歌ノ紀原ニ係リ其自述スルトコロアリ本歌ハ後殆ド十年ニシテ判事ジョセッフ、ホプキンソンノ作ルトリ本歌ハ曲ハ千七百八十九年ニ於テモフェラデルフェアノ博士フィー 大歌ノ曲ハ千七百八十九年ニ於テモフェラデルフェアノ博士フィー

情怒ヲ極メタリ然ルニ大統領華盛頓ハ局外中立ヲ主張スルヨリ益ゝ 英國ニ與スルヲ利トセリ加之英佛ニ國共ニ已ニ我國権ヲ冒シ國人ノ サキ抑其所以ヲ述ベンニ當時英佛ノ間ニ戰争アリ我合衆國ノ人民モリキ抑其所以ヲ述ベンニ當時英佛ノ間ニ戰争アリ我合衆國ノ人民モシテマタ至當ノ政略ナリト或ハ英政ノ實着ニシテ保續セン事ヲ信ジシテマタ至當ノ政略ナリト或ハ英政ノ財ニ、 大事ヲ議シ且實際發起シタル敵國ノ暴擧ヲ處セントスルノ日ナ が大事ヲ議シ且實際發起シタル敵國ノ暴擧ヲ處セントスルノ日ナ が表務ニシテマタ至當ノ政略ナリト或ハ英政ノ関ニ、 大事ヲ議シ上實際シ國會方ニフヒラデルフヒアニ開會シテ戦和何 本歌ハ千七百九十八年ノ作ナリ時ニ本國ハ将ニ佛國ト干戈ヲ交ヘ

翌日午後ニ至リ彼レ再ビ余ヲ訪ヘリ時ニ本歌ハ已ニ大成シテ稿ヲ脱 名ヲフォックストイヘル者アリ天資唱歌ニ長シ将ニ一席ヲ張ントセ 彼ノ論者ニ逆へ特ニ佐佛黨ノ不逞ヲ激發シ一時民衆騒然タリ實ニ建 ヲ得タル所以ナリ蓋シ歌曲ノ精神一ニ愛國ニ發スルノ然ラシムルト ルノ一言ナシ因テ英佛二党ハ云ニ及バス全國諸人ノ愛唱スルトコロ 直ノ末節ヲ去テ國栄國権ノ大本ニ向フベキ愛國心ヲ喚發セントスル チ聯邦各部ニ流傳セリ抑作者ノ目的ハ彼ノ英佛二國ニ對スル是非曲 リ其中ニハ往々國會ノ議員モアリシトイヘリ遠近ミナコヽニ出デ乍 毎夜此歌ヲ感賞シテ止ズ為ニ複奏ヲ促ス事数囬ニシテマタミナ合唱 ル哉満場ノ衆ヲ得連夜聴客群集シテ實ニ立錘ノ地ナキヲ致セリ聴客 スルノ栄ヲ得タリ尋テ明クル月曜日ノ朝ヲ以テ之ヲ廣告セシニ果セ ルモノト為シタレバナリ因テ余モ聊カ試ルトコロアラント告シカバ フー首ヲ得ン事ヲ維レ勉メシガ百擧ナラズシテ已ニ之ヲ得ベカラザ 蓋シ本曲ハ當時國曲ニシテ戯優社會ノ作者タル者汲々トシテ之ニ協 シ恐ル此田ノ擧ハ利ヲ得ズシテ却テ失敗ヲ取ン事ヲ然レドモ生モシ ガ演曲ノ日已ニ近キニ在リ而ルニナホ一人ノ来リテ桟敷ヲ買フ者ナ チ次ク月曜日ハ其出席ノ當日ナリキ時ニフォックス余ニ謂テ日ク生 リ是レ余ガ竹馬ノ友ナリ故ニ土曜日ノ午後ヲ以テ一日余ヲ訪ヘリ即 國已来ノ一大事変ナリキ適マ府下ニ演スル一隊ノ戯優アリ中ニ一人 トナリタリ是レ即チ本歌ノ純然タル愛國心ニ出デ闔邦愛國心ノ返響 ニアリキ然レドモ未ダ嘗テ英佛二國ニ及ブノ一句ナク其暴擧ニ関ス 二其音声ヲ添ヘタリ加之府民毎夜路頭ニ集結シテ頻リニ之ヲ愛唱セ 大統領進行ノ曲ニ協フ一首ノ愛國歌ヲ得バ必然満場ノ衆ヲ得ベシト トイヘドモ此ノ如キ非常ノ人望ヲ得シハマタ以テ作者ノ意外ニ

出デ且本曲ノ純價ニ洋溢スルモノトイフベシ

### 魯細亜國々歌語譯

ゴサセ玉へ我神 嗚呼全慈全愛ナル上帝ヨ、 一戒メ破リタリ」合唱 烈シキ怒ヲ押鎮メ、 世俗ノ者ハ、汝 免シ玉ヒテ安全ニ、 ノ教へニ背キタリ、 汝 ス

世俗ノ者ハ、危キ時ニ救ハレシ恩人ヲ、謝シテ必ズ忘レマジ」 烈シキ怒ヲ押鎮メ、 免シ玉ヒテ安全ニ、スゴサセ玉へ我神ヨ。

### 阿蘭陀國々歌語譯

唱

合唱 讃スベシ」合唱主ナル耶和華ヲ讃スベシ、 ラザルモノゾナキ、聲ヲ張リ揚ゲ喇叭ヲ鳴ラシ、 我々ノ主宰ナル、彼ハ即チ上帝ナリ、其為ストコロハ、 河モウタフマニ、我等ガ先祖ノ上帝ヲ、讃スル歌ヲウタフベシ」 國民ヨ、トモニ祝ヒテ歌フベシ、祭司ヨ御供ヲ捧グベシ、 我等ガ先祖ノ上帝ヲ、 讃スル歌ヲウタフベシ、 主ナル耶和華ヲ 山川江

澳國々歌「アワー、 フハーザーランド」語譯

二ヲ表スルハ、歌ニ優レルモノゾナキ、 信正理ノ大道ハ、子孫ヲ萬世ニ致ス可シ、 洩ルベキヤ、 嗚呼國ヨ、神モ福祉ヲ與フベシ、歌ハ冥護ヲ祈ルナリ、汝ハ何ゾ コメタル詞韻コソ、天地モナドカ動カサドラン、忠誠無二ヲ表ス 人民ノ、口ニ出デタル雅頌コソ、愛國心ニ基ケリ、人民ノ、 歌ニ優レルモノゾナキ、歌ハ中心ニ透ルナリ」合唱 忠信正理ノ大道ハ、 子孫ヲ萬世ニ致スベシ」 歌ハ中心ニ透ルナリ、 忠誠 合唱 忠

輝ケル、國ノ光リヲ見ン事ハ、愛國赤子ノ所願ナリ、 ヲ全ウシテ、身ノ一生ヲ終ヘンコソ、愛國赤子ノ職務ナレ、 真理ト名譽

雄偉ノ國体ヲ、永遠無窮ニ傳ヘテヨ、 ヲ喜バン」合唱獨立雄偉ノ國体ヲ、 其民タルヲ喜バン、 永遠無窮ニ傳ヘテヨ、吾億兆 吾億兆ノ同胞モ、其民タル

同胞モ、

リ若シソレ此明治頌中明治聖世ノ大徳ヲ發揚シ愛國ノ士気ヲ奮興ス 其歌詞ハ千七百九十八年ニ出テ今日即チ亜米利加合衆國々歌ト成レ 亜米利加合衆國ノ「ヘールコロンビア」曲ハ千七百八十九年ニ成リ 蘭西ノ「マルセーユ」ハ西紀千七百九十二年四月ニ出テ千八百七十 ルニ足ルアリテ他日我邦ノ國歌ト為ルアラバ誠トニ鴻業ノ餘光ト云 八年佛京巴理ニ於テ萬國博覧會開場ノ日ニ至リ始テ佛國々歌ノ為リ ン」ハ年代末詳ノ古時ニ出テ漸ク今日ニ至テ英國々歌ト仰カレ佛 前段説述スルガ如ク英吉利ノ「ゴット、セーブス、アワー、 〔手書き〕 クヰ

仰ぐも髙き天津日の、 艸木も靡く大昭代の、 國旗

我日の本は日と共に、千世萬世も輝ける國 六大洲の民艸も、などかは靡き仰がざる、 国長久と祝へかし、 いざ国民よ國長久と歌へかし、

其二 三首

いざ國民よ國長久と祈れかし、

くにゝあだなすえみしらを、討退けし御いさをは、 やまとの國を日の本と、外國人も傳へしは、 冨士の高根のいや髙く、 天津日繼のうごきなく、 日出處 仰がざらめやすゑのよも、 御稜威かぶやくしるしなり、

その神御靈大鳥と、なりて羽たゝく大空の、 東の國のえみしらを、うち平げて天皇の、 はてなき如く万代も、 大御心をなごめてし、やまとたけるの名もしるし、 日本武尊 蒙古来 つたへざらめや今もかも、

筑紫の海の波くらく、蒙古の舶ぞ襲ひくる、

音樂取調成績申報書』明治十七年)

(『音監經何書類上下、

国歌按歌詞

日 本國歌按 二首

国の光りはまが玉の、 国を照すは鏡なり、國を守るは劍なり、 すめら御國は大君の、千世萬世も治しめす國 天津日嗣のつぎぐに、 妙なる玉にぞたとふべき、 三種の寶傳へ來し、

いざ國民よ君萬歳と歌へかし、

君萬歳と祝へかし、

いざ國民よ君萬歳と祈れかし、

風は四海にみてるなり、 御旗は雲を拂ふなり、

吾益荒男の劍こそ、國を守りの寶なれ、 我日の本の御稜威をぞ、怕ぢざらめやは異邦も、 其えみしらを切り盡し、唯三人をぞかへしつる、

其三 四首

尊王愛國

六百餘年のむかしより、武家にうつりし兵權も、 天下の政事ものこりなく、一時に復る君が御世

盡せや盡せ、國の爲、

いはへや祝へ、君が御世、

農工商とさまぐ〜に、しなこそかはれ君が爲、

盡すこゝろしかはらずば、國のかためとなりぬべし、

盡せや盡せ、國の爲、

いはへや祝へ、君が御世、

千百萬の兵船を、海にうかへてよせ來とも、

やまとこゝろしうごかずば、あたもかたきもおそれめや、

盡せや盡せ、國の爲、

いはへや祝へ、君が御世、

君は萬世一系の、わがおほ君ぞしろしめす、 國は日の本の光り、いたらむ極み仰ぎ見よ、

盡せや盡せ、 國の爲、

> いはへや祝へ、 君が御世、

其四 二首

神功皇后

男子にまさる御績は、神ともかみよたらし姫、 其、兵、は天がける、神ともかみよたらし姫、 ありなれ川の水かれず、棹かぢほさぬ貢もの、 海原とよみ押よする、其荒浪は陸にみち、

豐臣秀吉

其が勢に雲をまく、仰げやあふげ豊臣、 荒ぶる虎も身をちゞめ、泣くなる乳児も音をひそむ、 浪風響みて海くらし、其が雄叫びに山ゆるぎ、 旭に匂ふ花と見て、仰けやあふげとよのおみ、

くらし)は没になったので歌詞を略す。 〈聖世頌〉(山松風も滝津瀬も)および〈蒙古来〉Ⅱ(天地ゆすりて海

(国歌判定案 文部省の各方面諮問の文書)(明治十五年)

音樂取調掛議案

事業ハ事頗ル創始ニ属シ我邦古今ノ雅樂俗樂ヲ始メ清樂洋樂等目下 シモノ其例少ナカラス實以テ容易ナラザル事業ニ有之且音樂取調ノ 國歌之儀ハ之ヲ欧米ノ史乗ニ徴スルニ僅カニ一首一曲ニシテ人心ノ 向背ヲ決シ邦國ノ禍福ニ與リ億兆ノ幸否治道ノ進退ヲ策スルニ至リ 過般國歌撰定之儀御下命有之候ニ付早速歌曲撰定ニ着手候處元来 第2節

取調中ニ有之候得ハ将来此事業成了之後ニ至リ即チ我邦ノ音樂髙等

# 「歌案此ニ略ス 原案ニ就テ見ルヘシ

#### 編輯局長意見

ヲ付スルハ大事ノ事ナレバ、何卒御熟考有之様致シ度事ニ候也 ア、國風ニ類スル者ヲ見ズ、是ヲ神殿宗廟ノ祭祀ニ用フルハ可ナル 大、國風ニ類スル者ヲ見ズ、是ヲ神殿宗廟ノ祭祀ニ用フルハ可ナル 大、國風ニ類スル者ヲ見ズ、是ヲ神殿宗廟ノ祭祀ニ用フルハ可ナル 大、國風ニ類スル者ヲ見ズ、是ヲ神殿宗廟ノ祭祀ニ用フルハ可ナル 大、四風ニ類スル者ヲ見ズ、是ヲ神殿宗廟ノ祭祀ニ用フルハ可ナル がケレドモ、民間常用ノ唱歌ニハ其体ヲ生ヘルニ似タリ、今此本 ベケレドモ、民間常用ノ唱歌ニハ其体ヲ失ヘルニ似タリ、今此本 バケレドモ、民間常用ノ唱歌ニハ其体ヲ失ヘルニ似タリ、一 の歌ハ詩経ノ國歌ノー

### 普通学務局意見

ト明カナリ尤本案ノ歌曲ノ全体ヲ閲スルニ或ハ精神ヲ鼓舞スルノ力あろう。したがって〕今日國歌ヲ制作スルニ國風ニ傚フヲ要セザルコゆえに国によっては巷に流れる歌謡をもとにしたものや、牧歌的なものも〔国歌は各国の言語、国情にもとづいて、それぞれに適した歌を制定する。

ズ∟ 國歌ノ中ニ加ヘラレ侯様漸ヲ以テ御選定ノ儀可然存侯 世上ニ行ハルヽ唱歌中國歌トシテ至當ナルモノアラバ之ヲ抽用シテ ナル者ハ必シモ國歌トシテ制作セル者 ニモ 無之前陳「マル 良歌曲ヲ選擇セラレ之ヲ以テ國歌ト御定メ相成侯様致シ度且ツ國 テハ原案歌曲ノ外更ニ数多ノ歌曲ヲ制作セシメラレ其中ニテ至當 ト存候条編輯局長モ云ヘルガ如ク何卒御熟考アランコト可然存候就 バ原案ノ如キ歌曲ヲ以テ直ニ國歌ト御選定相成侯儀ハ然ルベカラズ 々付箋致シ置候然シナカラ國歌選定ノ事タル容易ナラザル事業ナレ 歌曲ノ全体ニ對シテハ別ニ異論ナク唯各條ニ付キ意見アルモノハ夫 レバ寧ロ本案ノ如キ穏當ナルモノヲ取ルヲ宜シトスベシ依之本案ノ 同國及ビ歐洲諸邦ノ國政顚覆ヲ助成シタリト云フモ殆虚言ニアラサ 大ナル者ハ其害モ亦甚シク佛國有名ノ國歌ナル「マルセレーズ」ノ ハルヽニ至リショシ聞及ビ候得バ國歌トシテ制作セサルモノニテモ ニ乏シキカ如クナレドモ其慷慨劇烈ニシテ精神ヲ鼓舞スルノ効力強 ノ如キモ一時ノ作ニ過キサリシモノ忽チ國歌トナリテ全國ニ行 セレー

成侯儀可然存侯無キトキハ甚タ不都合ト存侯条先ツ國歌案ノ名義ヲ以テ御公布相無キトキハ甚タ不都合ト存侯条先ツ國歌案ノ名義ヲ以テ御公布相成リ万一其効追テ國歌御選定ノ後ト雖モ單ニ國歌トシテ御公布相成リ万一其効

### 專門學務局意見

更ニ困難トナスへキハ歌ニ曲ニ雅俗ノ中間ヲ得ルニ在リテ現今本邦ノ患ナキヲ以テ主旨ノ撰定ニ至テハ外國ヨリ大ニ易キ所有之候得共テ皇室ヲ尊宗スルノ主旨ヲ表彰スルモ決シテ党歌若クハ政歌トナルヲ要スル儀ニ有之唯タ本邦ノ歐米各國ト異ナル所ハ國歌中ニ飽クマ國歌撰定ノ困難ナルハ其主旨及歌曲ノ廣ク國体ニ適シ民情ニ合フ

ヲ撰ンテ國歌ト定メラレ可然存候其他ニ於テ充分ニ試験シ後チ果シテ能ク國体ニ適シ民情ニ合フモノ深ク按シテ率爾ニ國歌トシテ撰定セス先ツ通常ノ唱歌トナシテ学校ノ文学及音樂ノ進度ニテハ寔ニ容易ナラサル儀ト被察候条廣ク考へ

モ今日ハ通常ノ歌トナレリ蓋シ國体ノ變遷ニ由ルト雖トモ亦星霜ノ ワツル」(顯理第四世ノ萬歲ヲ祝セル歌)ノ如キハ當時國歌 タリ 人ノ賛歌(オード)タルニ過キス且ツ著明ノ事績ト雖トモ星霜ヲ經 スルノ外ニ一人ノ事績ヲ稱スル時ハ感情ヲ起スノ區域狹隘ニシテ其 國祖先ノ君主ノ偉德ヲ頌スルハ格別ナレトモ當代ノ君主ノ大德ヲ頌 クナルヲ免カレス是等改正相成可然存候 ス主客ノ區分ヲ判明ナラシメザルベカラス將又第二篇ノ蒙古來ハ固 ナス如キハ時ニ採ルヘキモノナキニ非スト雖トモ此場合ニ於テハ必 不都合ナルヘシ但人臣ノ功績ヲ引用シ君主ノ威德ヲ表スルノ一助ト 第二篇ノ日本武尊第四篇ノ神功皇后ノ歌ノ如キハ皇子皇后ノ賛歌ニ 皇族若クハ人臣ノ德ヲ國歌トシテ唱フハ順序ヲ失ヘルニ似タリ故ニ 經過ニ由ラスンハアラサルナリ加之現在ノ君主ノ德ヲ頌セス古代ノ ルニ隨ヒ自然感動ノ力ヲ失フニ至ル現ニ佛國 ハ恰當ナルヘキモ國歌ニハ不適當ナルヘク殊ニ第四篇ノ豐臣秀吉 集中古代人物ノ頌ニ係ルモノハ其適否如何哉抑モ國体ニ據リテ建 個人ノ事績ニ係ラスト雖トモ一時ノ武威ヲ叙スルニ止リ稍狹 「ビーブ、 ハンリ、

合ト申儀ニハ無之唯タ其合唱ハーハ君萬歳ト云ヒーハ國長久ト云ヒ相見へ一般ノ流行ニハ如何ト存候へ共外國ニモ此例アリテ格別不都有之第一篇ハ少シク髙雅ニシテ所謂戎服朝冠ノ時ニ唱フヘキモノト四篇中硝々國歌ノ休裁ニ近シト被考候モノハ第一篇ト第三篇トニ

二首一様ナラサルハ如何哉但合唱ハ本歌ノ勢力ヲ増シ且ツ数首間ニニ首一様ナラサルハ如何哉但合唱ハ本歌ノ勢力ヲ増シ且ツ数首間ニニ首一様ナラサルハ如何哉但合唱ハ本歌ノ勢力ヲ増シ且ツ数首間ニニ首一様ナラサルハ如何哉但合唱ハ本歌ノ勢力ヲ増シ且ツ数首間ニニ首一様ナラサルハ如何哉但合唱ハ本歌ノ勢力ヲ増シ且ツ数首間ニニ首一様ナラサルハ如何哉但合唱ハ本歌ノ勢力ヲ増シ且ツ数首間ニニ

第三篇ノ如ク一題ヲ以テ掩フ方可然存候スルノ題名ナシ故ニ變歌ナルヤ又ハ別々ノモノナルヤ相分ラス寧ロヘハ第一篇ニーハ神器ト云ヒーハ國旗ト云ヘリ然レトモ全篇ヲ總括第一第二第四ノ諸篇ニー首毎ニ別々ノ題ヲ附ケタル事ハ如何哉例

テ意盡セリ亦以テ参照ニ供スラルヘシト雖トモ西人ノ所見中左ニ譯出スルモノヽ如キハ言簡ニシ前陳國歌撰定ノ困難ニシテ容易ノ事業ニアラサルハ既已ニ知悉セ

ク此ノ如ク盛ナルモ隣國ハ皆我兄弟ニアラス必スヤ我ヲ娼嫉シ我 至 ズ識ラズ鼓舞セラレテ剛邁撓ムヘカラス安堵以テ足レリトスルニ シ愛慕悲憂ノ情ヲ交発セシム之ヲ聞クモノハ其身卑弱ナルモ覚ヱ 確ナラシメ尋テ之ヲシテ於邑短氣セシメ人ヲシテ自カラ其國ニ對 至美ノ國歌 政歌ナルモノト區別ス國歌ハ其性公正ニシテ人民一般ノ祝祭ノ時 ナショナール)ト名ケ以テ一黨一族ノ所向所願等ヲ表示スル所 民心ヲ固フスルノ歌曲アリ之ヲ神歌(イムヌ)又ハ國歌 ル ヲ侵掠セン況ヤ彼モ亦皆我ノ如ク强盛ナルニ於テオヤト ニ之ヲ唱へ殊ニ政府ノ採用シテ礼式ノ一分トナスモノニ係レリ **一ノ羈絆ヲ脱シテ獨立シ若クハ其一大時期タルベキ事績ヲ表シテ** ル須臾ニシテ其感想漸ク豹變シテ謂ハントス我國ハ此 如ク國民タルモノニハ亦必ス國祉ノ根基タル帝室ヲ頌シ或ハ他 人民ニハ國旗アリテ其獨立、 ハ其民情ヲ籠絡スルヤ太甚シ始メニハ之ヲシテ安息堅 自治、 氣風、 勢威、 氣運等ヲ表 (シャン、 ノ如ク强

おの歌ノ趣向ハ此ノ如ク國民ノ愛國心ヲ培殖スルノ一途ニ在リト雖國歌ノ趣向ハ此ノ如ク國民ノ愛國心ヲ培殖スルノ一途ニ在リト雖の國民ノ愛國心ヲ培殖スルノ一途ニ在リト雖國歌ノ趣向ハ此ノ如ク國民ノ愛國心ヲ培殖スルノ一途ニ在リト雖國歌ノ趣向ハ此ノ如ク國民ノ愛國心ヲ培殖スルノ一途ニ在リト雖國歌ノ趣向ハ此ノ如ク國民ノ愛國心ヲ培殖スルノ一途ニ在リト雖國歌ノ趣向ハ此ノ如ク國民ノ愛國心ヲ培殖スルノ一途ニ在リト雖

一ヤ」ノ如ク其体裁ハ至美ニシテ能人民ノ氣風ヲ表スルモ精神ヲハ概ネ一二ノ瑕疵アルヲ免レズ澳國ノ國歌英國ノ「リユルブリタ國歌ハ礼式ノ一分タルヘキモノニシテ文学上ョリ之ヲ論スルトキ

ル」アルノミ時ノ氣風ヲ表セルモノハ佛國ノ古歌「ビーブ、ヘンリー、クワツ時ノ氣風ヲ表セルモノニテ俗好ニ偏セス厳粛ニ過キス能ク王國当従テ人民平素ノ嗜好ニ適セサルノ嘆アリテ為ニ其目的ヲ充分ニ達キ礼服ヲ着ケ威儀ヲ正フスルノ時ニアラサレハ之ヲ唱フル能ハス鼓舞スルノ力ニ乏ク徒ニ平穏ニ失スルノ弊アリ如之其趣嚴粛ニ過

トアレ ルニアリテ樂人ハ較々得易キモ文人ハ極メテ得難シ古今ノ歌曲ヲ 跡ヲ唱フ「マルセイエーズ」ハ之ニ反シテ未タ見サルノ事ヲ唱起 サルノ往時ニ成リテ遂ニ今日ノ國歌トナレリ概ネ國歌ハ既往 國ノ「マルセイエーズ」ハ即チ其巨擘ニシテ人民ノ所願未タ達 歌ヲ作ルノ時ニ見ル所ナキモ異日其言ノ果シテ験アルニ在リテ此 大ニ其体裁ヲ損フ又其最モ困難ナルハ歌旨一方ニ偏セス人民一般 ユ、デパール」 玩味スルニ英國ノ「リユル、 國歌ヲ制定スルニ第一ニ困難ナル事ハ非凡ナル詩人ト樂人ヲ求 シ故ニ之ヲ唱フルモノハ能ク自ラ饜足シ又能ク自ラ警戒 略上ヨリ之ヲ論スルモ亦能ク人民ノ所向ヲ表示スルモノト謂フヘ セリ故ニ佛國々歌ハ文学上ヨリ之ヲ観ルモ眞ノ歌曲ト謂フヘク政 体ヲ得然トモ此類古今甚僅少ニシテ其成ルヤ多クハ偶然ニ出ツ佛 手段ヲ用ユレハ必然前陳ノ瑕疵ナク人民之ヲ愛嗜シ真ニ國歌ノ本 國歌ノ尤有効ナルハ人民ノ所向ヲ指シ将来ノ國勢ヲ豫言シ即 ノ感情ヲ表スルニアリ故ニ一黨若クハ一族ノミ特ニ之ヲ愛スル 國歌 ハ概ネ其君ヲ頌賛スルヲ常トスレトモ之ヲ頌シテ過重ナル ハ輙チ其体裁ヲ失ヒ黨歌若クハ政歌トナラン例へハ一帝國 ノ類ノ如キ曲調ノ文詞ニ優リテ文意ヲ壓倒シ為 ブリタニヤ」 佛國 ノ「シャ 一ノ事 チ國 ヂ

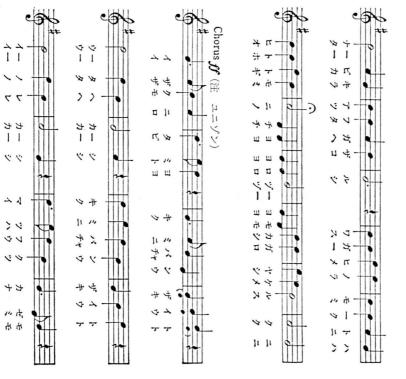
勢ニシテ名家ノ免ルヽ能ハサル所ニシテ亦名家ノ缺クヘカラサル 其心一タヒ公正ナレバ文意自ラ活潑ノ氣象ヲ失ヒ人心ヲ感動スル テ虚氣平心以テ中道ヲ得ルヲ旨トスヘシ然レトモ斯ニ一難事アリ 言シ暗ニ王威ヲ表示スル如ク豫メ斯ニ注意シ我持論ニ拘泥セズシ 此弊アルノ誹謗ヲ免レサラントス 要点トナス賢明ノ人ト雖トモ太平無事ノ國ニ居ルニ非レハ或ハ亦 シ世ノ名家ト称スヘキノ士ハ必ス其説ニ多少ノ偏僻アルハ自然ノ ノ力ニ乏シク甚シキニ至テハ人民ヲシテ之ヲ厭ハシムルニ至ル蓋 /憂ナキヲ保セズ故ニ編者タルモノ王家ヲ思ハヽ陽ニ其國体ヲ颺 キハ其文意一方ニ傾キ或ハ王黨歌トナリ暗ニ反對ノ影響ヲ釀

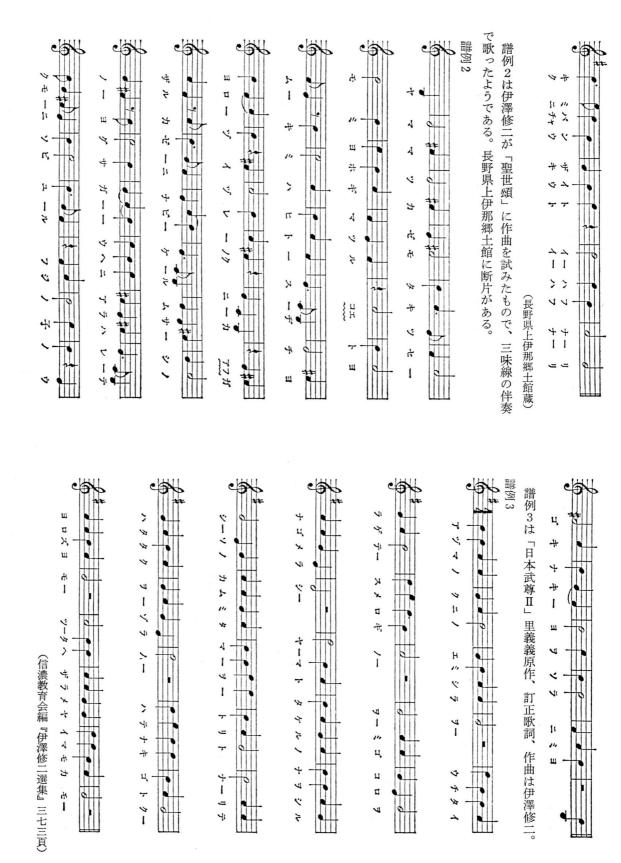
以上論スル如ク國歌ノ主旨ハ本國ヲ愛慕スルノ情ヲ保護スルニア ヲ以テ捷径トナシ且ツ多クハ其旨ヲ誤ルノ憂ナキモノトナスナリ リテ其目的ヲ達スルニハ許多ノ手段アレトモ就中國体ヲ賞賛スル [手書き] (『音監經伺書類』 明治十六年)

薩摩琵琶の伴奏で試奏された。作曲者は不明 年一月二十一日、新任の大木喬任文部卿が音楽取調掛を巡視した際に、 次の譜例1は第一節が「神器」で第二節は「国旗」である。明治十七









第1章 音楽取調掛 明治12年~20年(1879~1887)